## 群馬県公有財産利活用連絡会議設置要綱

(設置)

第1 群馬県内における各公共団体が保有する公有財産の情報を共有化し、公有財産の有効活用を推進するため、群馬県公有財産利活用連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2 連絡会議は、次に掲げる事項について、情報交換、研修及び連絡調整等を行うものとする。
  - (1) 県内公有財産の利活用に関すること
  - (2) ファシリティマネジメントの取り組みに関すること
  - (3) その他公有財産の有効活用を推進する上で必要な事項に関すること

(構成)

第3 連絡会議は、群馬県総務部管財課長を座長とし、別表に掲げる国、市町村及び県の関係課長等 をもって構成する。

(会議)

- 第4 連絡会議は、座長が招集し、必要に応じて随時開催する。
- 2 第3に規定される者に支障があるときは、その代理人が出席することができる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、連絡会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

- 第5 連絡会議の事務局は、群馬県総務部管財課に置く。
- 2 事務局は、連絡会議の庶務を行う。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年 5月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年10月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年12月11日から施行する。

国	関東財務局前橋財務事務所管財課長
市町村	前高桐伊太沼館渋藤富安み榛吉上神下南甘中長嬬草高東片川昭み玉板明千大島衛市市崎市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市
県	総務部管財課長 総務部管財課財産活用推進室長 総務部市町村課長 県土整備部建築課長 教育委員会事務局管理課長 警察本部装備施設課長